

# オミクロン株陽性者の 濃厚接触者対応について

別添・R3.12.21改訂

## <自宅等において待機している場合>

- 厚生労働省から連絡を受けた自治体が、本人に聞き取り調査を実施。
- 本人に聞き取り調査を行った結果、厚生労働省から連絡を受けた保健所が管轄外の場合は、現に本人が滞在している自治体に引き継ぎを行う。
- 健康観察は滞在地の自治体で実施。本人が移動等を行うことにより、滞在地が変更となった場合には、現に本人が滞在している自治体に引き継ぎを行う。

## <検疫所が確保する施設(以下「検疫施設」という。)で待機している場合>

- 3日又は6日待機指定国・地域からの入国者がオミクロン株陽性者の濃厚接触者(以下「濃厚接触者」という。)の場合  
→退所後は、濃厚接触者の住所地を管轄する自治体において、宿泊療養施設等での滞在を調整いただく。
- 10日待機指定国・地域からの濃厚接触者の場合  
→濃厚接触者の住所地を管轄する自治体において、宿泊療養施設等での滞在を調整いただく。ただし、入所等の調整がつかない場合には、検疫施設で引き続き待機を行わせる場合もある。
- 検疫施設が健康観察、検査、退所に係る聞き取りを実施。退所後の調整がスムーズにいくよう、検疫施設は、住所地を管轄する自治体との情報共有を実施。また、自治体は事前に検疫施設に連絡し、濃厚接触者の退所後の受入調整を行う。
- 移動先となる宿泊療養施設が検疫施設から陸路で**6時間以内**の場合には、濃厚接触者の住所地を管轄する自治体は濃厚接触者を迎え入れる。
- 移動先となる宿泊療養施設が検疫施設から陸路で**6時間以上**の場合は、住所地を管轄する都道府県が所在地を管轄する都道府県に対応を協議することとする。
- ここでは運転者が1名という前提であり、複数名で交替して運転する場合はこれに依らない。
- いずれにしても移動手段は公共交通機関を使わないこととし、バス、ハイヤー、レンタカーなどを想定。  
これらについて、住所地を管轄する自治体は自ら手配するほか、民間業者に委託することも可能である。

※検査は行政検査とし、移送や宿泊療養施設、自宅療養中の生活支援等に係る費用は緊急包括支援交付金の対象。